

# 行事カレンダー

## information

月 日	行 事	時 間	場 所
6/16(木)	親子ふれあい教室 夜間ヘルスアップ運動教室	受付10:00~10:15 19:00~20:30	母子健康センター 町民体育館
17(金)	すくすく発達教室	予約制	母子健康センター
18(土)			
19(日)			
20(月)			
21(火)			
22(水)	3-4カ月児・ 9-10カ月児健診	受付13:00~13:20	母子健康センター
23(木)	精神保健デイケア 夜間ヘルスアップ運動教室	10:00~14:00予約制 19:00~20:30	多目的研修集会施設 町民体育館
24(金)	ヘルスアップ運動教室	13:30~15:30	多目的研修集会施設
25(土)			
26(日)			
27(月)	ママのリフレッシュ教室	受付10:00~10:15	母子健康センター
28(火)	育児教室	受付10:00~10:15	母子健康センター
29(水)			
30(木)	親子ふれあい教室 (ベビーマッサージ教室) こころの相談室 夜間ヘルスアップ運動教室	受付10:00~10:15 13:30~15:30予約制 19:00~20:30	母子健康センター 母子健康センター 町民体育館
7/1(金)	すくすく発達教室 ヘルスアップ運動教室	予約制 13:30~15:30	母子健康センター 多目的研修集会施設
2(土)			
3(日)			
4(月)	健康相談日	9:00~12:00	母子健康センター
5(火)	3歳児健診	受付13:00~13:20	母子健康センター
6(水)			
7(木)	健康栄養教室 夜間ヘルスアップ運動教室	受付9:30~9:45予約制 19:00~20:30	勤労青少年ホーム 町民体育館
8(金)	ヘルスアップ運動教室	13:30~15:30	多目的研修集会施設
9(土)			
10(日)			
11(月)	ママのリフレッシュ教室	受付10:00~10:15	母子健康センター
12(火)			
13(水)	3-4カ月児・ 9-10カ月児健診	受付13:00~13:20	母子健康センター
14(木)	こころの相談室 夜間ヘルスアップ運動教室	10:00~12:00予約制 19:00~20:30	母子健康センター 町民体育館
15(金)			

とおりです。

### ◇軽減措置を受ける要件

#### 【住宅を取得したとき】

##### (1)新築住宅

①一戸建住宅については延べ床面積50平方メートル以上240平方メートル以下であること。

②貸家用共同住宅については1区画40平方メートル以上240平方メートル以下であること。

(2)中古住宅(次のすべての条件を満たしていること)

①個人である取得者自らが居住するものであること。

②延べ床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下であること。

③次のいずれかに該当するもの  
ア昭和57年1月1日以後に新築されたもの  
イ昭和56年12月31日以前に新築された住宅のうち、

取得日前2年以内または取得日後6カ月以内に耐震工事をを行い、新耐震基準に適合する旨の証明がなされていること。

【住宅用土地を取得したとき(左記要件に該当する住宅用の土地に限る)】

(1)新築住宅用土地(次のいずれかに該当していること)

①土地を取得した日から3年以内にその土地の上に

住宅が新築されていること。

②土地取得者が住宅を新築した場合のほか、親が土地を取得し、子が住宅を新築した場合(新築時まで引き続き親が土地を所有しているとき)なども該当します。

(2)土地を取得した日前1年以内に、その土地の上に土地の取得者が住宅を新築していること。

(2)中古住宅用土地

○土地の所有者が土地を取得した日前後1年以内に自己居住用の住宅を取得していること。

軽減の税額など詳しくは、左記までお問い合わせください。

問 福島県中地方振興局

県税部不動産所得税チーム

☎ 024-935-1254